

自動車交通安全対策による精神的被害抑止効果に関する研究

岐阜大学 ○佐井川伯 岐阜大学 正会員 高木朗義
岐阜大学 正会員 武藤慎一

1. 背景・目的

交通事故件数は年々増加傾向にあり、大きな社会問題となっている。これに対して従来から様々な交通安全対策がとられてきた。例えば、交通安全施設の整備や運転者教育の充実、交通規制や罰則の強化などが挙げられる。しかし、交通安全対策の効果を評価する際に用いられるのは、事故件数や死傷者数、あるいは人的被害や物的被害などの指標である。一方、誰もが交通事故に遭わない場合でも事故に対する精神的な不安を持っており事故後の精神的被害は非常に大きく、交通安全対策を評価するうえで大切な項目となると思われる。これまで交通事故に対する精神的被害および交通安全対策による精神的被害の抑止効果を、経済的に評価した事例はない。そのため精神的被害を考慮した交通安全対策は、行われていないと考えられる。

以上のことをふまえた上、本研究では交通事故に伴って発生する様々な精神的被害を抽出し、交通安全対策によるその抑止効果の計測を試みる。具体的には、事故の事象や交通事故に関係している主体ごとの行動を詳細に書き出し、その様々な状況から交通事故による精神的被害の項目を拾い上げ、交通安全対策による精神的被害抑止効果を評価するものである。

2. 精神的被害の抽出¹⁾

(1) 精神的被害を受ける主体

交通事故における精神的被害を考える上で精神的被害を受ける主体は、主に交通事故の当事者(運転者・歩行者)とその当事者に直接関係する者(家族・友人・同僚)とし、運転者、歩行者、その他の者、に区分して精神的被害項目を抽出する。

なお、運転者については事故別(車両同士、車両と人間、車両単独)に精神的被害項目を抽出した。

(2) 精神的被害の時間帯区分

交通事故における精神的被害を抽出していくに当たっては、普段、事故発生時、事故処理中、事故後、の4つの時間帯に分けて考えた。事故発生時とは、事故が起ってから道路上での事故処理が終了し、事故現場が平常時の状態に戻るまで、事故処理中とは、事故発生時後から負傷のための治療が終わる、会社・学校に平常時のように通うことができる、車の修理が終わるなど事故の処理が完全に終わるまでをいう。以上のような条件設定の下で抽出した精神的被害項目を表1～4に示す。

3. 考察

今回、精神的被害を受ける主体ごとに交通事故によって発生する事象・行動に関して順を追って考え、そこから精神的被害を導き出して表を作成した。このことにより、個々の精神的被害を細かく整理することができた。そして、この表全体を見たときに読み取れることとしては、①被害者・加害者の精神的被害を比べたときに加害者のほうが被害者よりも項目数が多い、②それぞれの主体において一番大きいと考えられる精神的被害は、負傷や生命の危機に関わる精神的被害である③その他の人の精神的被害を見ると、意外に事故の当事者の精神的被害と似通った場所が多いなどが挙げられる。①について言える事は、事故を起こした場合に自分のことばかりではなく相手のことを気遣うことや、罰則等に関する心配から

表 1. 運転者における精神的被害 (車両と人間の場合)

	普段	事故発生時	事故処理中	事故後
事象	・自動車等の利用。 ・道路、交通施設の利用。	・車両と人間との衝突。	・負傷をする。 ・車両の破損。 ・交通施設の破損。	・自動車等の利用。 ・道路、交通施設の利用。
行動	・車を運転する。	・救急車、警察への通報。 ・事故の処理。	・負傷のために治療や通院。 ・車の修理。	・車を運転する。
精神的被害	・事故に出会うかもしれないことへの不安。 ・事故を避けるための精神的疲労。 ・死に対する恐怖。	・自分の生命の危機や負傷に対する恐怖感。 ・相手の生命の危機や負傷に対する心配 ・罰則に対する不安。 ・車が破損したことへの虚脱感。 ・事故処理から来る疲労。	・けががもつように治るかへの不安。 ・健康状態時のように振舞うことができないことへのいらだち。 ・自分の車を使えないことに対する不便さ。 ・仕事(勉強)ができないことへの不安。 ・予想外の出費に対する心配。 ・家族に負担がかかっているのではないかと いう気遣い。 ・自分の運転に対する後悔。 ・罰則による虚脱感。 ・相手や家族に対する謝罪の気持ち。	・また同じような事故を起こしてしまうのではないかという不安。 ・健康状態時のように戻れなかったことへの虚脱感。 ・車を運転することへの恐怖。 ・自分の運転に対する後悔。 ・相手や家族に対する謝罪の気持ち。

表 2. 運転者における精神的被害（車両同士の場合）（*：加害者のみ）

	普段	事故発生時	事故処理中	事故後
事象	・自動車等の利用。 ・道路、交通施設の利用。	・車両同士の衝突。	・負傷をする。 ・車両の破損。 ・交通施設の破損。	・自動車等の利用。 ・道路、交通施設の利用。
行動	・車を運転する。	・救急車、警察への通報。 ・事故の処理。	・負傷のために治療や通院。 ・車の修理。	・車を運転する。
精神的被害	・事故に出会うかもしれないことへの不安。 ・事故を避けるための精神的疲労。 ・死に対する恐怖。	・自分の生命の危機や負傷に対する恐怖感。 ・車が破損したことへの虚脱感。 ・事故処理から来る疲労。 ・相手の生命の危機や負傷に対する心配。* ・罰則に対する不安。*	・けががもとのように治るかへの不安。 ・健康状態時のように振る舞うことができないことへのいらだち。 ・自分の車を使えないことに対する不便さ。 ・仕事（勉強）ができないことへの不安。 ・家族に負担がかかっているのではないかと いった気遣い。 ・自分の運転に対する後悔。* ・罰則による虚脱感。* ・相手や家族に対する謝罪の気持ち。* ・予想外の出費に対する心配。*	・また同じような事故を起こしてしまうのではないかという不安。 ・健康状態時のように戻れなかったことへの虚脱感。 ・車を運転することへの恐怖。 ・自分の運転に対する後悔。* ・相手や家族に対する謝罪の気持ち。*

表 3. 歩行者における精神的被害

	普段	事故発生時	事故処理中	事故後
事象	・道路、交通施設の利用。	・車両と人間との衝突。	・負傷をする。	・道路、交通施設の利用。
行動	・道路を歩く。	・救急車、警察への通報。	・負傷のために治療や通院。	・道路を歩く。
精神的被害	・事故に出会うかもしれないことへの不安。 ・事故を避けるための精神的疲労。 ・死に対する恐怖。	・生命の危機や負傷に対する恐怖感。	・けががもとのように治るかへの不安。 ・健康状態時のように振る舞うことができないことへのいらだち。 ・仕事（勉強）ができないことへの不安。 ・会社に迷惑を掛けているのではないかと いった不安。 ・家族に負担がかかっているのではないかと いった気遣い。	・また同じような事故に出会うのではないかという不安。 ・健康状態時のように戻れなかったことへの虚脱感。 ・道路、交通施設を利用することへの恐怖。

表 4. その他の人における精神的被害

	普段	事故発生時	事故処理中	事故後
事象		・渋滞の発生。	・車両の破損。 ・家族、友人等の負傷。	
行動	・家族等の見送り。	・事故の情報収集。	・見舞いに行く。	
精神的被害	・家族等を見送ったときに感じる不安。	・事故によって渋滞等が生じるのではないかと いった不安。 ・家族等の安否に対する不安。 ・交通事故によっておこった渋滞に対するいらだち。 ・事故状況がわからないことへの不安。	・家族の感じる金銭面での不安。 ・当事者の負傷等に対する心配。 ・会社の同僚が感じる当事者の関わる仕事ができないことへの不便さ。 ・当事者の死に対する悲しみ。 ・相手の家族への謝罪の気持ち。	・負傷の後遺症に対する気遣い。 ・当事者の死に対する悲しみ。 ・相手の家族への謝罪の気持ち。

項目数が多いものと考えられる。②について言える事は、負傷や生命の危機に関わる精神的被害はそれ自体、精神的被害として重要な項目であると同時にほとんどの精神的被害に対し関わってくるからである。例えば、事故に出会うかもしれないことに対する不安という項目は、結局自らの身の安全を考えるからこそ生まれる精神的被害である。次に③について言えることは、その他の人に生じる精神的被害は家族の場合、事故当事者と同じように考え同じような痛みを感じていると考えられる。また、精神的被害の要因においても

負傷や生命の危機・車の破損・交通施設の利用などの様々な要因から精神的被害が導かれていることが読み取れる。以上のことから自動車交通安全対策を考える上で精神的被害は誰もが持つ無視できないものであり、可能な限り把握しておくべきであると考えられる。

【参考文献】

1) 高木朗義、大國哲、阪井宣行：洪水による精神的被害の構造分析とその金銭的評価に関する実証的研究、河川技術に関する論文集、第6巻、225-230、2000。